

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 芦別慈恵園

令和2年9月30日策定

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年10月1日から令和5年9月30日

2. 内容

目標 1	3歳に満たない子を持つ従業員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度（一日6時間）を継続する。
------	--

対策	職員掲示板、ホームページなどで周知していく。
----	------------------------

目標 2	子の看護休暇の利用日数は、小学校就学前の子を養育する従業員に対して、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度とし、子の看護のための休暇を取得することができる。
------	--

対策	職員掲示板、ホームページなどで周知していく。
----	------------------------

目標 3	生活に合った働きやすいユニット・事業所への人事異動の継続。
------	-------------------------------

対策	評価面接の際に希望等を確認して、人事異動に反映する。
----	----------------------------

目標 4	年次有給休暇の取得し易くするために、義務化の5日間以外に数日間まとめて休暇を取ることを認めており、育児や休養、私用に充てることが出来る。
------	--

対策	職員各人が年間の有給休暇取得希望票を提出して、勤務表に組み込む形で計画的に有給休暇を取得しているため、継続して行く。
----	--

目標 5 業務内容を見直し、記録の簡略化、時間で働くことの意識改革、引き継いで業務を繋ぐなどして、時間内で仕事を終えることを継続して行っていく。

対策 リーダー会議・職員会議で議論を重ね、労働基準監督署にも報告している。